

保存版

市民 のぼりべつ 便利帳

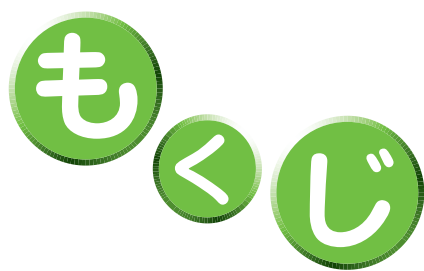


人が輝き

まちがときめく

ふれあい交流都市

のぼりべつ



1 のぼりべつ イラストマップ

—————・ 1

2 登別市民 として

窓口延長と電話予約 —・ 3

転 入 届 —————・ 3

外国人登録 —————・ 3

印鑑登録と
印鑑登録証明書 ———・ 3

住民基本台帳カード —・ 4

国民健康保険 —————・ 4

介護保険 —————・ 5

保 健 —————・ 5

税 金 —————・ 5

上・下水道 —————・ 5

市営住宅の入居 ———・ 6

国民年金 —————・ 6

3 結婚(離婚) したとき

婚 姻 届 —————・ 7

離 婚 届 —————・ 7

国民健康保険と国民年金 —・ 7

4 子どもが 生まれたら

出 生 届 —————・ 7

国民健康保険 —————・ 8

医療費の助成 —————・ 8

健康診査・予防接種 —・ 8

妊娠している方へ ———・ 9

児 童 手 当 —————・ 9

子育て支援 —————・ 9

保育所・幼稚園 ———・ 9

5 母子家庭の ために

手当・助成 —————・ 10

母 子 相 談 —————・ 10

6 20歳に なったら

選 挙 —————・ 10

7 家を 建てる時

申請・検査 —————・ 11

融 資 —————・ 11

8 引越し (市内・市外)

転 居 届 —————・ 11

転 出 届 —————・ 12

国民健康保険 —————・ 12

介護保健 —————・ 12

グリーンデータバンク —・ 12

9 高齢者に なったら

医 療 費 —————・ 12

長寿祝い金 —————・ 12

10 高齢者の 介護予防・介護

介護予防サービス ———・ 13

介護保険のサービス	—	13
その他のサービス	—	14

11 障がいのある方のために

年金と共済	—	15
手当・給付・助成	—	15
自立支援サービス	—	16
その他の制度	—	16
介護者のために	—	17
施設・相談	—	17

12 家族が亡くなったとき

届け出	—	17
国民年金と国民健康保険	—	18
墓 地	—	18

13 災害や事故にあったとき

火事と救急	—	18
救 急 講 習	—	18
防 災	—	19
急 病	—	19
医 療 機 関	—	19
歯科診療機関	—	20
交通事故など	—	20

14 快適な暮らしのために

ごみの収集	—	21
リサイクル	—	21
し尿の収集	—	22
犬や猫などを飼うときは	—	22
水洗トイレ	—	23
防 犯 灯	—	23
消費生活相談	—	23

無料法律相談	—	24
生 活 保 護	—	24
道 路	—	24
教養・生涯学習	—	24
市 議 会	—	24

15 教育相談と生涯学習相談

いじめ相談電話	—	25
教育相談電話・来室相談	—	25
生涯学習相談	—	25

16 情報の提供と公開

市のホームページ	—	25
市職員出前フリートーク	—	25
情報公開条例・個人情報保護 条例による情報の公開	—	25

17 各種施設案内

主な市の施設	—	26
主 な 公 園	—	27
主なスポーツ施設	—	27

18 イベント案内

のぼりべつのイベント	—	29
------------	---	----

19 市や公的機関などの電話番号

主要機関電話番号	—	31
市の施設など	—	32
その他の公的機関など	—	34

市役所の通常業務時間は、
9時から17時30分までです。

のぼりべつイラストマップ	1
--------------	---

登別市民として	2
---------	---

結婚(離婚)したとき	3
------------	---

子どもが生まれたら	4
-----------	---

母子家庭のために	5
----------	---

20歳になったら	6
----------	---

家を建てる時	7
--------	---

引越し(市内・市外)	8
------------	---

高齢者になったら	9
----------	---

高齢者の介護予防・介護	10
-------------	----

障がいのある方のために	11
-------------	----

家族が亡くなったとき	12
------------	----

災害や事故にあったとき	13
-------------	----

快適な暮らしのために	14
------------	----

教育相談と生涯学習相談	15
-------------	----

情報の提供と公開	16
----------	----

各種施設案内	17
--------	----

イベント案内	18
--------	----

市や公的機関などの電話番号	19
---------------	----



登別市民として

- 窓口延長と電話予約 ●転入届 ●外国人登録 ●印鑑登録と印鑑登録証明書
- 住民基本台帳カード ●国民健康保険 ●介護保険 ●保健
- 税 金 ●上・下水 道 ●市営住宅の入居 ●国民年金

窓口延長

電話予約

市民サービスグループ

☎85-1855

●窓口延長

木曜日（祝日を除く）は、市民サービスグループの1番窓口が19時まで延長しています。

- 取り扱う主な業務…戸籍、住民票（異動届を含む）、印鑑登録など

●電話予約

金曜日（祝日を除く）は、9時から17時ま

でに電話で証明書を予約できます。

- 予約できる証明書…住民票の写し（本人または同一世帯のもの）、印鑑登録証明書（本人のもの）、外国人登録原票記載事項証明書（本人のもの）
- 受け取り方法…翌土曜日の9時～12時に市役所1階宿直室で交付しています。

転入届

（市内に住所を移す場合）

市民サービスグループ

☎85-1855

●届け出期間

転入してきた日から14日以内。

●届け出に必要なもの

- 転出証明書
（前に住んでいた市区町村が発行したもの）
 - 印鑑
 - 在学証明書（小・中学校）
- ※届出人の本人確認について
写真付き身分証明書（運転免許証、パスポ

ート、住民基本台帳カード、外国人登録証明書など）、健康保険証、年金手帳、預貯金通帳などを窓口で提示してください。官公署の発行した写真付き身分証明書は、1種類、官公署の発行した写真付き身分証明書以外は、2種類以上で本人確認します。届出人の本人確認ができなかった方には、届け出があったことを郵送でお知らせします。

外国人登録

市民サービスグループ

☎85-1855

入国した日から90日以内に、また出生などで在留することになったときは、60日以内に登録の申請をしてください。

（住所の異動や登録内容に変更があるときは、速やかに届け出てください）

印鑑登録

印鑑登録証明書

市民サービスグループ

☎85-1855

印鑑登録・印鑑登録証明書の交付手続きは、本人が行うのが原則です。

登録できる方	住民基本台帳に登録されている15歳以上の方
登録に必要なもの	●登録する印鑑（1人1個） ●本人確認のできるもの ＜1種類でよいもの＞ ・運転免許証・パスポート・写真が貼ってあり割り印のある身分証明書 ＜2種類以上必要なもの＞ ・健康保険証・年金証書・年金手帳・母子健康手帳・預貯金通帳など ＜保証書＞ ・すでに印鑑登録をしている方が記載したもの ※確認できるものがない場合は、本人あてに郵送で照会します。
登録できない印鑑	●本人の氏名、または氏、名を表していないもの ●ゴム印その他の印鑑で、変形または変化しやすいもの ●印影の大きさが1辺の長さ25^{ミリの}の正方形に収まらないものか、1辺の長さ8^{ミリの}の正方形に収まるもの ●印影を鮮明に表しにくいもの
印鑑登録証	●印鑑登録の申請受理後『登録証』を交付します ●印鑑登録証明書が必要な場合は、この登録証を持参してください（本人以外の方が持参しても交付しますので、取り扱いには気をつけてください）
本人が窓口に来られない場合	代理人による申請ができます。この場合、委任状と登録する印鑑、代理人の印鑑が必要です。代理申請後、本人の意思確認のため、照会文書を郵送しますので、本人が必要事項を記入し、再度代理人がこの文書と申請時に使った登録する印鑑、代理人の印鑑を持参してください（『登録証』の交付まで、1週間ほどかかります）。

住民基本台帳カード

市民サービスグループ

☎85-1855

住民基本台帳カードは、希望する方に、有料で交付します。

住民基本台帳カードの交付を受けた方は、登別市の独自利用サービスを受けることができます。

【カードの種類】

- 様式A：氏名のみが印字
- 様式B：写真・氏名・生年月日・性別・住所を印字

【有効期限】

発行から10年間

※他の市区町村に転出した場合には無効になり、交付した市区町村に返納していただきます。

【公的な身分証明書】

現在、運転免許証などをお持ちではない方は、身分証明書を求められて困ることがあると思います。

写真付きの住民基本台帳カード（様式B）は、市町村長が交付する公的な身分証明書として、パスポートの交付申請の際の本人確認などに使うことができます。

●交付手続に必要なもの

- 写真（写真付き住民基本台帳カードを希望する場合）
上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影したパスポートサイズ（縦45ミリメートル×横35ミリメートル）のもの。
- 本人確認のできるもの
官公署発行で写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポートなど）
※確認できるものがない場合は、本人あてに郵送で照会します。
- 手数料 500円

公的個人認証サービス

住民基本台帳カードは、公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。

●交付手続に必要なもの

- 住民基本台帳カード
- 本人確認のできるもの
官公署発行で写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）
※確認できるものがない場合は、本人あてに郵送で照会します。
- 手数料 500円

登別市の独自サービス

登別市では、住民基本台帳カードを所持している市民の方へのサービスとして、『住民票の写しの交付』と『印鑑登録証明書の交付』を受ける際、申請書を書くことなく交付を受けられるサービスを行っています。

●交付手続に必要なもの

- 住民基本台帳カード
- 印鑑登録証（印鑑登録証明書をカードで交付するサービスを受ける場合）
- 本人確認のできるもの
官公署発行で写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど）
※確認できるものがない場合は、本人あてに郵送で照会します。
- 手数料 無料

国民健康保険

国保・年金グループ

☎85-1771

●国民健康保険とは

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が収入に応じた税を納め、医療費に充てる相互扶助制度です。

●加入する方

市内に住所がある方で、ほかの健康保険に加入していない方は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。

●国民健康保険税

所得や世帯の加入者の数に基づいて国民健康保険税がかかります。

●こんなときは届け出を（14日以内に）

- ほかの健康保険に加入したとき、またはぬけたとき
- 市外へ転出するとき、または転入したとき
- 子どもが生まれたとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき、または受けなくなったとき
- 住所・氏名が変わったとき

- 就学のため市外へ転出するとき、または卒業したとき
- 長期間の旅行や出張などで保険証を分けたいとき
- 保険証を紛失したとき、または汚れて使えなくなったとき
- 退職者医療制度に該当するとき
※年金加入期間が20年以上の方、また40歳以降に10年以上の加入期間がある方で、年金を受給することになったとき（老人保健該当の方は除きます）



介護保険

高齢・介護・障害福祉グループ

☎85-5720

●介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする方が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護を社会全体で支えていく制度です。

●加入する方

40歳以上の方全員が原則加入者となり、40歳から64歳までの方は第2号被保険者、65歳以上の方は第1号被保険者となります。

●介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、本人や世帯の所得などに基づいて、6段階に分かれています。第2号被保険者の保険料は、それぞれの医療保険の算定方法により決まります。

●要介護認定

実際に介護サービスを受けるには、要介護認定を受けなければなりません。申請は本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所・介護保険施設に代行してもらうこともできます。

●こんなときは届け出を（14日以内に）

- 市外へ転出するとき、または転入したとき
- 死亡したとき
- 届け出に必要なもの
 - 受給資格証明書（前に住んでいた市町村で要介護認定を受けていた方）
 - 介護保険被保険者証（該当する方のみ）

保健

健康推進グループ

☎85-0100

●健康手帳

健診結果や医療の状況などを記録し、健康状態の確認と健康の保持・増進に利用していただくため発行しています。

●健康相談・教室

<健康相談>

保健師、栄養士が生活習慣病などの予防・改善方法について個別に相談・アドバイスします

<健康教室>

保健師、栄養士、医師、歯科医師などが生活習慣病予防や疾病管理などについて、講

話、実習を行います。

●訪問指導

保健師や栄養士が身体が虚弱な方を訪問し、個別に相談・アドバイスします。

※ただし、訪問指導の対象年齢は40歳以上の方が対象です。

●健康診査

基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診を登別・室蘭市内の医療機関と室蘭・登別総合健診センターで受けることができます。

税金

税務グループ

☎85-1155

●個人市民税

1月1日現在、登別市に住所がある方で、前年の所得に応じて課税されます。

《個人市民税の申告》

毎年3月15日までに前年の所得の申告が必要です。ただし、次の方は申告の必要がありません。

- 給与収入がある方で、勤務先で年末調整を済ませ、ほかに収入のない方
- 所得税の確定申告をした方

●法人市民税

市内に事務所または事業所のある法人など

に課税されます。

●軽自動車税

4月1日現在、軽自動車やバイクなどを所有している方に課税されます。

●固定資産税

1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

●都市計画税

1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している方に課税されます。

上・下水道

《水道の新設や修理》

水道グループ

☎85-5510

《水道料金》

水道グループ

☎85-5501

《下水道》

下水道グループ

☎85-9052

●上水道

●水道の新設・撤去などの工事や漏水・凍結などの修理は、市の指定給水装置工事業者にお申し込みください。

●水道料金は、家事用、家事用以外、公衆浴場用などの用途別に定められ、基本料金と使用した水量で計算（2カ月ごとにメーターを検針）します。

※住所が変更になるときは、お早めに電話でご連絡ください。

●下水道

●水洗トイレへの改造など、排水設備の設置や修理は、市指定の排水設備の工事指定店に申し込みください。

●下水道使用料金は、水道の使用水量を基準として基本料金と使用した水量で計算（2カ月ごとにメーターを検針）し、水道料金とあわせて徴収します。

●口座振替

銀行、郵便局、農協などの口座から自動引き落としで料金が支払えます。希望する方は、最近の領収書と印鑑を持参して金融機関などの窓口で手続きしてください。

市営住宅の入居

建築住宅グループ

☎85-4399

●入居できる方

- 住宅に困っている方。
- 同居または同居しようとする親族がいる方（婚約中の方も含みます）。
- 単身で、60歳以上の方、または身体に障がいのある方なども申し込みできますが、住宅の大きさに制限があります。
- 収入が条例などで定めた基準以下の方。

●入居の申し込み

- 新設の市営住宅は、その都度募集します。
- 既設の市営住宅は、入居募集期間を定め、抽選で入居者を決定します。

国民年金

国保・年金グループ

☎85-1771

国民年金とは

国民年金は、私たちの老後や思わぬけが、病気で障がいをもったとき、年金を受給して生活の安定を図ろうとする相互扶助制度です。

加入する方は

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は必ず国民年金に加入しなければなりません。

あなたの現在の職業は？

- 20歳以上60歳未満で自営業、農業、自由業の方
- 20歳以上の学生の方

第1号被保険者

結婚 就職 転入
離婚 退職 転出
人生のリズムが変わったら

届け出

サラリーマンなどで、厚生年金または共済組合に加入している方

第2号被保険者

サラリーマンの配偶者（厚生年金または共済組合加入者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で届け出をした方）

第3号被保険者

あなた自身で納めなければなりません。
（便利な口座振替があります）

保険料は

各制度から拠出金としてまとめて支払われます。
（個別に納める必要はありません）

保険料の免除制度など

所得が少なく保険料を納められない方や学生などには、免除制度や学生納付特例制度などがありますので早めに相談してください。

長期的に保険料を納めていないと

長期的に保険料を納めていない方は、年金を受けられない場合がありますので注意しましょう。

サラリーマンの配偶者は、こんなときは届け出を

- 配偶者が厚生年金または共済組合をやめたとき
- あなたの収入が増えて扶養から外れたとき
- あなた自身が厚生年金などに加入したとき

国民年金が支給する3つの基礎年金

65歳になったら 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間を合わせて25年以上ある方に支給されます。

病気やケガで障がいをもったら 障害基礎年金

国民年金加入中に障がいをもったときや、期間満了後65歳未満で年金受給前に障がいをもち障害基礎年金の要件に該当する場合に支給されます。

亡くなったら 遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき、その方に養われていた子どもがいる妻、または子どもに支給されます（子どもの年齢などの要件があります）。

※このほかに国民年金の独自給付として『付加年金』『寡婦年金』『死亡一時金』があります。
※保険料、年金額および支給条件など、詳しくは国保・年金グループにお問い合わせください。

結婚(離婚)したとき

●婚姻届 ●離婚届 ●国民健康保険と国民年金

婚姻届

市民サービスグループ

☎85-1855

- 届け出の期間
届け出をした日から法的効力が生じます。
- 届け出をするところ
夫か妻の一方の本籍地または所在地。
- 届け出に必要なもの
 - 婚姻届書(1通)
 - 戸籍謄本
(本籍地以外に届け出するとき)
 - 夫婦の印鑑(旧姓のもの)
 - 20歳以上の証人2人の署名と押印
 - 未成年者の婚姻は同意書に父母の署名と押印

離婚届

市民サービスグループ

☎85-1855

- 届け出の期間
届け出をした日から法的効力が生じます。
(裁判離婚の場合は判決、審判、調停の成立後10日以内の届け出が必要で、成立日から法的効力が生じます)
 - 届け出をするところ
夫婦の本籍地または所在地。
 - 届け出に必要なもの
 - 離婚届書(1通)
 - 未成年の子どもがいるときは、親権者を決めてください。
 - 戸籍謄本(本籍地以外に届け出するとき)
 - 夫婦それぞれの印鑑
 - 20歳以上の証人2人の署名と押印(協議離婚のみ)
 - 調停調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書(裁判離婚のみ)
- ※戸籍届け出(婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁)時の本人確認について
官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど)を窓口に提示してください。身分証明書などで、本人確認できなかった方には、届け出人に対し、届け出があったことを郵送でお知らせします。

国民健康保険と国民年金

国保・年金グループ

☎85-1771

- 国民健康保険に加入している方
 - 届け出の期間…14日以内
 - 届け出に必要なもの…保険証と印鑑
- 国民年金(第1号被保険者)に加入している方
 - 届け出の期間…14日以内
 - 届け出に必要なもの…年金手帳と印鑑

子どもが生まれたら

●出生届 ●国民健康保険 ●医療費の助成 ●健康診査・予防接種
●妊娠している方へ ●児童手当 ●子育て支援 ●保育所・幼稚園

出生届

市民サービスグループ

☎85-1855

- 届け出の期間
出生の日から14日以内。
- 届け出をするところ
出生地または本籍地が所在地。
- 届け出に必要なもの
 - 印鑑
 - 母子健康手帳
 - 医師または助産師の証明(出生証明書)

国民健康保険

国保・年金グループ

☎85-1771

- 届け出の期間
出生の日から14日以内
- 届け出に必要なもの
 - 保険証
 - 印鑑

- 出産育児一時金の支給
国民健康保険に加入している方が出産した場合は、出産育児一時金が支給されますので、母子健康手帳、銀行口座のわかるものをお持ちください

医療費の助成

国保・年金グループ

☎85-1771

各種の健康保険に加入する就学前の乳幼児は、医療費の一部が助成されます。

- 0歳～就学前…入院、通院
- ※所得制限があります。

健康診査・予防接種

健康推進グループ

☎85-0100

●乳幼児健康診査

- 対 象 4カ月児 (月1回)
1歳6カ月児 (月1回)
3歳児 (月1回)

内 容 診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科検診

●乳幼児健康相談

- 対 象 8カ月児、その他相談希望のある乳幼児 (月1回)

内 容 身体計測、離乳食相談、育児相談、あそびの紹介

●予防接種

予防接種には、集団接種と個別接種があります。

- 集団接種…しんた21や鷺別公民館の会場に集まってお申し込みいただき予防接種をします。予防接種の日程や会場は、『広報のぼりぺつ』でお知らせします。
- 個別接種…個人で病院などへ直接行き、予防接種を受けます。病院などによっては、予防接種をする曜日が決まっている場合がありますので、事前に電話で確認してください。

予防接種名	対象年齢	接種方法	接種回数	接種内容
BCG	出生直後～6カ月未満	集 団	1回	ツベルクリン反応検査を実施せず、直接上腕部に接種します。
ポリオ	3カ月～7歳6カ月未満		2回	2回目の投与は、1回目の投与後6週間以上の間隔をあけます。
三種混合 ・百日咳 ・ジフテリア ・破傷風	3カ月～7歳6カ月未満	個 別	4回	1期初回 3～8週間の間隔で3回接種。 1期追加 1期初回3回目の接種終了後、12カ月～18カ月の間に1回接種。
麻しん風しん混合	第1期： 12カ月～24カ月未満		1回	これまでは、麻しん・風しん別のワクチンを接種していましたが、平成18年4月1日以降は、麻しん風しん混合ワクチンを第1期と第2期それぞれの時期に1回ずつ接種します。
	第2期： 5歳～7歳未満で、就学前の年度の1年間		1回	
二種混合 ・ジフテリア ・破傷風	11歳～13歳未満		1回	三種混合を正規に接種した者が対象。接種時期になりましたら学校を通じてお知らせします。

●フッ素塗布 (有料)

虫歯予防のため1歳6カ月から4歳未満までの子どもを対象に、実施しています。

妊娠している方へ

健康推進グループ

☎85-0100

●母子健康手帳

妊娠・出産の経過や子どもの成長、健康状態などを記録する手帳です。月・火・金曜日の9時から17時までの受け付けで交付します。交付の際、保健師が妊娠中の過ごし方や出産・育児などの不安や疑問について相談に応じます（受付時間で都合の悪い方は、事前に健康推進グループへご相談ください）。

●妊婦健康診査受診票

妊婦健診費用の一部助成が受けられる受診票を交付します。また、出産予定日で35歳以上になる妊婦の方には、超音波検査受診票もあわせて交付します。

●妊婦訪問・赤ちゃん訪問

保健師が訪問し、妊娠中の健康管理や赤ちゃんの育児について相談・指導を行います。

児童手当

子育てグループ

☎85-5634

●児童手当

小学校修了前の子どもの養育している方に支給します。
※所得が一定以上の場合は支給されません。

子育て支援

中央子育て支援センター

☎81-3715

登別子育て支援センター

☎80-2772

●育児相談

育児に不安や悩みなどをもつ親に相談や指導を行います。

- 受付：月曜日～金曜日 9時～17時
土曜日 9時～12時

※電話による相談も受け付けています。

●センター開放日

『親子の遊びの場』『親同士の交流の場』として子育て支援センターを開放します。

- 開放日：月・水・金曜日 10時～12時、13時～16時
参加は自由です（事前の申し込みは必要ありません）。

※絵本・ブロックも用意しています。

●子育て講座

プールでの水あそびやおやつ作りなど、毎回テーマを変えた遊びを親子で体験する講座を開催します。

※開催日時・内容などは参加募集（『広報のぼりべつ』などに掲載）の際にお知らせします。

●あそびの広場

年齢別のグループごとに集団・運動・手あそびなど遊ぶ楽しさを親子で学び、子どもや親同士の交流の場を提供します。

- 対象：10カ月～3歳6カ月の子どもとその保護者

※開催日時・内容などは参加募集（『広報のぼりべつ』などに掲載）の際、お知らせします。

ファミリーサポートセンター

☎85-0033

●ファミリーサポートセンターの会員登録

ファミリーサポートセンターは、育児の援助を行いたい方（依頼会員として登録）と育児の援助を受けたい方（援助会員として登録）が会員になって互いに助け合うグループをつくり、子育てする家庭を支援しています。

保護者が依頼会員として登録することで、

仕事や通院、臨時・突発的な事情がある場合などに、子どもの預かりや保育所・幼稚園への送り迎えなどの援助を申し込むことができます。

※援助を受けた場合、依頼会員は援助会員に依頼の時間に応じて定められた報酬を支払います。

保育所・幼稚園

子育てグループ

☎85-5634

●保育所

仕事や病気などで家庭での保育が困難な場合、次の市立保育所に入所できます。

※保護者の所得や子どもの年齢に応じて保育料がかかります。

※各保育所には定員がありますので、詳しくは子育てグループにお問い合わせください。

保育所名	所在地	電話番号
富士保育所	富士町7丁目2-1	☎85-2557
鷺別保育所	鷺別町4丁目36-18	☎86-7254
幌別東保育所	幌別町8丁目17	☎88-0151
栄町保育所	栄町2丁目6-1	☎86-9515
登別保育所	登別本町2丁目25-9	☎80-1133

●幼稚園

4月1日現在で3歳以上の子どもが入園できます。

入園時の年齢により3年保育と2年保育のコースがあります。

区分	幼稚園名	所在地	電話番号
私立	登別カトリック聖心幼稚園	中央町7丁目15	☎85-2414
	白菊幼稚園	桜木町2丁目5-3	☎85-2545
	白雪幼稚園	登別本町2丁目25-8	☎83-1162
	リリー文化幼稚園	鷺別町2丁目17	☎87-2211

※幼稚園により異なりますが入園料・保育料などがかかります。

※幼稚園には定員がありますので、詳しくは各幼稚園にお問い合わせください。

母子家庭のために

●手 当・助 成 ●母 子 相 談

手当・助成

子育てグループ

☎85-5634

●児童扶養手当

父母の離婚または父が死亡した子どもを扶養している母子家庭の母などに支給します。
(所得制限があります)

※ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けている方は除きます。

●母子・寡婦福祉資金

母子・寡婦家庭に、修学資金や事業開始資金などを貸し付けします。

国保・年金グループ

☎85-1771

●医療費の助成

各種の健康保険に加入し、次に該当する方は、医療費の一部が助成されます。

●母または父と20歳未満の子どもの一人親家庭

●両親がいない20歳未満の子ども

※所得制限があります。

母子相談

子育てグループ

☎85-5634

母子家庭の生活、子どもの育成などの相談を受け、自立に向けて指導や助言を行います。

20歳になったら

●選 挙

選挙

選挙管理委員会事務局

☎85-9143

●資格要件

＜選挙権＞

20歳以上で日本国籍を有し、住民登録をした日から引き続き3カ月以上市内に居住していなければなりません。

●期日前投票・不在者投票

投票日当日に、やむを得ない事情で投票ができない方は、公示(告示)の日の翌日から投票日の前日までに投票ができます。

※指定されている病院や施設に入っている方は、その場所でも投票できます。

●郵便などによる不在者投票制度

身体に重度の障害がある方や介護保険法上の要介護5の方で、投票所に行くことが困難な方を対象に自宅で投票できる制度です。

※郵便等投票証明書の交付申請は常時受け付けていますので、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

●選挙人名簿の登録・抹消

＜定時登録＞

毎年3月、6月、9月、12月のそれぞれ1日を基準日として登録します。

＜選挙時登録＞

選挙が行われるごとに、登録の基準日と登録日を定めて登録します。

＜抹消＞

死亡または日本国籍を失ったときおよび他の市町村に住所を移して4カ月以上を経過したときは抹消されます。

家を建てる時

●申請・検査 ●融資

申請・検査

建築住宅グループ
☎85-4399

●建築確認申請

建物（物置・車庫を含む）を建てる時（新築・増改築など）は、あらかじめ『建築確認申請』が必要です。建築基準法上いろいろな規制がありますのでご相談ください。

●完了検査申請

建物の工事が終わりましたら、『完了検査申請』を行い、建物の検査を受け、検査済証の交付を受けてください。

融 資

商工労政グループ
☎85-2171

●住宅資金の融資

住宅の増改築や敷地の舗装などを行う場合、『登別市住宅改良促進特別融資制度』がありますのでご相談ください。なお、『住宅金融公庫の融資』については、各金融機関

または住宅金融公庫北海道支店（☎011-261-8308）まで、ご相談ください。

引越し(市内・市外)

●転居届 ●転出届 ●国民健康保険
●介護保険 ●グリーンデータバンク

転居届

(市内で住所を移す場合)

市民サービスグループ
☎85-1855

●届け出期間

実際に居住した日から14日以内

●届け出に必要なもの

●印鑑

※届出人の本人確認について

写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証明書など）、健康保険証、年金手帳、預貯金通帳などを窓口に提示してください。官

公署の発行した写真付き身分証明書は、1種類、官公署の発行した写真付き身分証明書以外は、2種類以上で本人確認します。届出人の本人確認ができなかった方には、届け出があったことを郵送でお知らせします。

●屋根板金工事 ●雨どい ●雪止め ●屋根融雪システム設置

●シャープ太陽光発電システム

西胆振～函館では当社だけ！
設置に屋根への穴あけ不要

『キャッチ工法』採用

道内業者初！予想した発電量を

10年間無償で補償
「予想発電量補償サービス」

中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業！

 守屋建装株式会社

TEL.0143-85-2880 FAX.85-2870

登別市若山町3丁目34-1

見積診断無料

<http://www.moriya.ftw.jp/>

引越しや片付けなどで一時的に出る

（ごみの収集運搬）はおまかせください。

住みよい環境を考える

登別クリーンサービス(株)

一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業

登別市新栄町1番地39

TEL: 88-0870

FAX: 88-3636

北海道新聞 道新スポーツ

ご購入のお申し込み、お問い合わせは
お近くの道新販売所へ

登別地区	登別東販売所 0143-80-1661
幌別地区	幌別販売所 0120-876-521
鷺別・新生地区	鷺別販売所 0120-915-559
美園・若草地区	高砂販売所 0120-971-422

転出届

(市外へ住所を移す場合)

市民サービスグループ

☎85-1855

- 届出期間
転出前に届け出
- 届け出に必要なもの

- 印鑑

※届出人の本人確認について

写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、外国人登録証明書など）、健康保険証、年金手帳、預貯

金通帳などを窓口に提示してください。官公署の発行した写真付き身分証明書は、1種類、官公署の発行した写真付き身分証明書以外は、2種類以上で本人確認します。届出人の本人確認ができなかった方には、届け出があったことを郵送でお知らせします。

国民健康保険

国保・年金グループ

☎85-1771

- 届出期間
14日以内
- 届け出に必要なもの

- 保険証
- 印鑑

介護保険

高齢・介護・障害福祉グループ

☎85-5720

- 届出期間
14日以内
- 届け出に必要なもの
 - 介護保険被保険者証（該当者する方のみ）

グリーンデータバンク

土木公園グループ

☎85-4115

転出や転居などの理由で管理できなくなった樹木や花などの情報を市民の皆さんにお知らせし、受け取りを希望する方に紹介、お譲りすることで植物を有効に利用しようとする制度です。

なお、グリーンデータバンクは、樹木や草花の仲介・あっせんを行うもので直接の取引や運搬は行っていません。

高齢者になったら

●医療費 ●長寿祝い金

医療費

国保・年金グループ

☎85-1771

- 医療費の給付・助成
各種の健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方は、一部の負担額で医療が受けられます。
 - 昭和14年7月31日以前生まれの70歳未満で所得・世帯要件に該当する方は、北海

道の医療制度が適用されます。
※75歳以上の方、または65歳以上で身体障害者手帳（1～3級・4級の一部）の交付を受けている方は、老人保健法の医療制度が適用されます。

長寿祝い金

社会福祉グループ

☎85-1911

4月1日現在、市内に居住している方で、年度中に100歳になられた方に祝い金を支給します。

9

高齢者の介護予防・介護

●介護予防サービス ●介護保険のサービス ●その他のサービス

介護予防サービス

高齢・介護・障害福祉グループ

☎85-5720

●通所型介護予防事業

虚弱な方を対象に運動器の機能向上や栄養改善・口腔機能の向上・うつや認知症、閉じこもり予防・改善のための教室を行います。

●訪問指導

保健師などが身体の虚弱な方を訪問し、健

康面・生活面・栄養面でアドバイスをを行い、必要に応じて各種サービスの紹介を行います。

●健康教室・相談

保健師などが、老人クラブなどで疾病予防や介護予防についての健康教室や個別の健康相談を行います。

●地域包括支援センター

高齢者の方が地域で自立した生活をしていくために、介護や福祉、医療、健康、虐待防止などの総合的な相談や支援、介護予防などを行います。

- 地域包括支援センターふれあい登別 ☎83-0511
- 地域包括支援センターゆのか ☎88-2106
- 地域包括支援センターけいあい ☎82-5005

介護保険のサービス

高齢・介護・障害福祉グループ

☎85-5720

介護認定の申請の結果、要支援または要介護と認定された方は、その必要に応じて次の介護サービスなどが受けられます。

なお、介護サービスには、自己負担額がかかります。

在宅サービス

●訪問型サービス

訪問型サービスは、「サービス提供事業者が自宅を訪問するサービス」です。

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）：ホームヘルパーによる、入浴、排せつ、食事などの身の回りの世話を受けられます。
- 訪問入浴介護：巡回入浴車による、入浴の介護を受けられます。
- 訪問リハビリテーション：理学療法士や作業療法士などによる、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。
- 訪問看護：看護師などによる、療養上の世話や必要な診療の補助を受けられます。
- 居宅療養管理指導：医師や歯科医師、薬剤師などによる、療養上の管理や指導を受けられます。

●通所型サービス

通所型サービスは、「利用者が施設へ通って受けるサービス」です。

- 通所介護（デイサービス）：デイサービスセンターに通って、入浴や食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練を受けられます。
- 通所リハビリテーション：介護老人保健施設、病院などの施設に通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。

●短期入所サービス

利用者が、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、病院などに短期入所して生活する短期入所サービスには、施設で日常生活上の世話を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）と、日常生活上の世話のほか、医学的な治療を受ける短期入所療養介護（医療型ショートステイ）があります。

●短期入所生活介護（ショートステイ）：特別養護老人ホームなどの施設に短期入所して、入浴、排せつ、食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。

●短期入所療養介護（医療型ショートステイ）：介護老人保健施設、病院などの施設に短期間入所して、看護や医学的管理下における介護、その他必要な医療、日常生活上の世話を受けられます。

●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している要介護者などが、その施設が提供する入浴・排せつ・食事などの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

地域密着型サービス

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある高齢者が、少人数（5～9人）で共同生活をしながら、介護スタッフによる食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を受けることができ

ます。家庭的で落ち着いた雰囲気の中で共同生活を送るところです。

施設サービス

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）：介護などの日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を受けられます。
- 介護老人保健施設（老人保健施設）：病状が安定した方が、機能訓練を中心とする医療ケアや介護、日常生活上の世話が受けられます。
- 介護療養型医療施設（療養型病床群など）：療養型病床群などに長期療養の必要な高齢者が入院して、介護などの世話、機能訓練、その他必要な医療を受けられます。

その他のサービス

- 高額介護サービス費の支給：1カ月の利用者負担が一定の上限を超えたときは、その超えた額が支給されます。
- 福祉用具の購入費の支給：指定を受けている事業所から購入した腰掛け便座などの特定の福祉用具を購入したときのみ、購入費の9割が支給されます（限度額

※各サービスの詳しい内容や事業所などについては、高齢・介護・障害福祉グループにお問い合わせください。

1年間で10万円）。

- 住宅改修費の支給：手すりの取り付けや段差解消など、利用者が自宅で生活するのに必要な、小規模な住宅改修をしたときに、改修費の9割が支給されます（限度額 20万円）。なお、住宅改修費の支給には、事前申請が必要となります。事前申請をしないで改修を行った場合には、給付の対象になりません。

家族介護慰労金

介護認定を受けてから1年間、介護保険のサービスを利用せず（年間1週間以内のショートステイを除く）に、市民税非課税世帯に属する要介護度4または5の在宅高齢者を介護してきた家族に、慰労金（高齢者1人につき、年額10万円）が支給されます。

高齢者介護用品（紙おむつなど）の給付

市民税非課税世帯に属する要介護度4または5の高齢者を介護している家族に介護用品（紙おむつなど）を給付します（年額1人当たり上限 75,000円）。

その他のサービス

高齢・介護・障害福祉グループ

☎85-5720

- 食の自立支援
おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの方で、老衰や傷病などにより食事の調理が困難な方に夕食をお届けします。
- 緊急通報システム
おおむね65歳以上の一人暮らしや夫婦世帯などの病弱な方を対象に、急病などのときに消防署などへ通報ができる装置をお貸しします。
- 寝たきり高齢者等布団乾燥サービス
おおむね65歳以上の寝たきりや寝たきりに準ずる方を在宅で介護し、身体や環境的事情で布団などの乾燥が困難な世帯に対して、

寝具の乾燥や洗たくを行います。

- ひとり暮らし高齢者等電話サービス
おおむね65歳以上の一人暮らしや夫婦世帯で、病弱などによりコミュニケーションの少ない方に、電話で安否の確認や孤独感の解消などを図ります。
- 高齢者日常生活用具の給付
おおむね65歳以上の在宅で寝たきりなどの生活を送っている方に、電磁調理器や火災警報機、自動消火器などを給付します。
※所得に応じて一部負担金がかかる場合があります。

社会福祉協議会

☎88-0860

- 愛の一声運動
日常生活に安否確認が必要なおおむね65歳以上の一人暮らしの方に、乳酸菌飲料をお届け（月25日程度）して安否の確認をします。

養護老人ホーム恵寿園

☎85-5043

- 養護老人ホーム 恵寿園
おおむね65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由で在宅での生活が困難な方が入所できます。
※入所のための要件や収入に応じた費用負担があります。

障がいのある方のために

●年金と共済 ●手当・給付・助成 ●自立支援サービス
●その他の制度 ●介護者のために ●施設・相談

年金と共済

国保・年金グループ
☎85-1771

- 障害基礎年金の支給
詳しくは、6ページ『国民年金』をご覧ください。

高齢・介護・障害福祉グループ
☎85-3732

- 心身障害者扶養共済
心身に障がいのある方の保護者が一定額の掛け金を納め、保護者が亡くなったとき、残された障がいのある方に年金を支給します。

手当・給付・助成

高齢・介護・障害福祉グループ
☎85-3732

- 身体障害者手帳
障がいの程度により1～6級に区分され、肢体、視・聴覚、言語、心・腎臓、呼吸器、小・直腸などに障がいのある方に交付されます。交付申請には、指定医師の診断書が必要です。
- 療育手帳
知的な障がいのある方に対して、適切な指導・相談を行い援助を受けやすくするため、児童相談所または北海道立心身障害者総合相談所の判定により交付されます。
- 精神障害者福祉手帳
精神疾病のある方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活、または社会生活への制約がある方に交付されます。交付申請には、医師の診断書が必要です。
- 特別障害者手当
在宅の20歳以上で、心身に重度（1・2級程度）の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。
※所得に応じて支給制限があります
- 障害児福祉手当
在宅の20歳未満で、心身に重度（1・2級程度）の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。
※所得に応じて支給制限があります
- 自立支援医療（更生医療）の給付
身体障害者手帳の交付を受けている方が、その障がいを補うための医療を受ける場合に適用されます。
※原則1割負担です（所得などにより上限額が設定されています）。
- 自立支援医療（精神通院公費）の給付
精神疾患のある方で、その障がいを補うための医療を受ける場合に適用されます。
※原則1割負担です（所得などにより上限額が設定されています）。
- 日常生活用具の給付
在宅で、障がいのある方が日常生活を容易にさせていただくため、特殊寝台や入浴補助用具などを給付します。
※所得に応じて一部負担金がかかる場合があります。
- 補装具の交付・修理
障がいのある方が、身体の機能を補うために用いられる用具の交付や修理を受けることができます。
※所得に応じて一部負担金がかかる場合があります。

国保・年金グループ
☎85-1771

- 医療費の給付・助成
各種の健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方は、医療費の一部が給付（助成）されます。
○老人保健法による医療費の給付
●65歳以上で、身体障害者手帳（1～3級、4級の一部）の交付を受けている方
○重度心身障害者（児）医療費助成
●身体障害者手帳（1・2級または3級の内部障害）の交付を受けている方
●児童相談所などでIQ50以下の知的障がいと判定、または診断された方
※所得制限があります。

高齢・介護・障害福祉グループ
☎85-3732

- 重度障害者福祉タクシー料金助成
障がいのある在宅の方で、身体障がいの程度が1・2級、療育手帳A判定、精神障がいの程度が1級の方がタクシーを利用するとき、その費用の一部を助成します。
※障がいの部位によっては該当しない場合があります。
- 自動車運転免許取得費助成
障がいのある方が自動車運転免許を取得しようとするとき、その費用の一部を助成します。
- 身体障害者自動車燃料費助成
身体に障がいのある方が日常生活のために使用する自動車にかかる燃料費のうち、これに含まれる税額相当分を助成します。
- 身体障害者用自動車改造費助成
肢体に2級以上の障がいのある方が就労などに伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造費用の一部を助成します。
- 盲導犬取得費助成
視力に障がいのある方で、障がいの程度が1級の方が盲導犬を取得しようとするとき、その費用の一部を助成します。

- 社会福祉施設入所者（児）に対する面会旅費の助成
市外にある社会福祉施設に入所している方

の家族に、面会に要する交通費を助成します。

自立支援サービス (障害者の在宅・施設サービス)

高齢・福祉・障害福祉グループ

☎85-3732

身体障害者・知的障害者・精神障害者・児童（障害児関係）の方が対象となります。なお、原則サービス料の1割が負担となります（所得などに応じ上限額、減免制度があります）。

●自立支援サービス

区 分	障害者・児に対するサービス
居宅支援サービス	ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ グループホーム
施設支援サービス	障害者療護施設 障害者更生施設 障害者授産施設 障害者通所寮 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

●居宅サービス

- 居宅介護（ホームヘルプサービス）
ホームヘルパーが家庭を訪問し入浴や排せつ、食事、移動の介護、掃除、洗濯などをお手伝いします。
- デイサービス
デイサービスセンターなどに通所し、機能訓練や食事、入浴をします。
- 短期入所（ショートステイ）
障がいのある方を介護している家族の方が、病気や冠婚葬祭、介護疲れなどによ

※平成18年10月からサービスの仕組が変わりますので、お問い合わせください。

り一時的に在宅で介護ができなくなったとき、施設で障がいのある方のお世話をします。

●グループホーム

知的障がい、精神障がいのある方が、援助を受けながら共同で生活をします。

●施設サービス

●更生施設

自立した生活を送れるように、訓練などをします。

●療護施設

介護が必要な障がいのある方が、治療や援助を受けながら生活をします。

●授産施設

自立のための職業訓練をします。

●通所寮

働いている知的障がいのある方が、独立自活のための訓練を受けながら生活をします。

※各サービスの詳しい内容や事業所などについては、高齢・介護・障害福祉グループにお問い合わせください。

その他の制度

高齢・介護・障害福祉グループ

☎85-3732

●有料道路通行料金割引

身体に障がいのある方が自ら運転するか、または心身に重度の障がいのある方が乗車し、その移動に介護者が運転する場合で、有料道路を利用するとき、通行料金が半額になります。

●NHK受信料の免除

心身に障がいのある世帯主の方の世帯のNHK受信料が、障がいの程度により免除されます。

※全額免除と半額免除があります。

●JR・民営バス・航空運賃の割引

心身に障がいのある方がJRや民営バス、航空機を利用するとき、運賃が割り引きになります。

※利用する交通機関により条件が異なります。

●要介護認定者の所得税法、地方税法上の障害者控除

65歳以上で介護保険の要介護1～5に認定された方は、障害者手帳を交付されていなくても、市で定めた基準に該当し、認定を受けた場合、障がい者に準ずるものとして所得税や地方税法上の障害者控除が受けられます。

環境対策グループ

☎85-2958

●指定ごみ袋とし尿処理無料券の配布

重度心身障がい者（1級、2級）在宅世帯や寝たきり老人在宅世帯の方を対象に、指定ごみ袋（燃やせるごみ）30ℓ用20枚、し尿処理無料券1枚（くみ取り世帯対象）を配布します。

税務グループ

☎85-1155

●軽自動車税の減免

障害者手帳の交付を受けている方または生計を同じくしている方が所有し、運転するとき、軽自動車税が減免される場合があります。

胆振支庁

☎24-9581

●自動車取得税・自動車税の減免

身体障害者手帳の交付を受けている方または生計を同じくしている方が取得し、運転するとき、自動車取得税および自動車税が減免されます。

室蘭警察署

☎46-0110

●駐車禁止除外指定車標章の交付

身体に歩行が困難な障がいのある方が使用する車両に、駐車禁止場所でも駐車することができるよう標章を交付します。

社会福祉協議会

☎88-0860

●声の広報・点字の広報

目の不自由な方に、カセットテープによる『声の広報』や点字に訳した『点字広報』をお貸しします。

介護者のために

子育てグループ
☎85-5634

●特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の方を介護している保護者（養育者）に支給します。
※所得制限や福祉施設入所者の支給制限などがあります。

高齢・介護・障害福祉グループ
☎85-3732

●重度心身障害児介護手当

心身に重度の障がいのある20歳未満の方を介護している保護者（養育者）に支給します。

●重度心身障害者介護手当

65歳未満の在宅の寝たきり重度心身障害や

65歳未満の在宅の寝たきり特定疾患患者と同居し、無報酬でこれらの方を6カ月以上継続して日常生活の介護をしている方に支給。

施設・相談

すずかけ作業所
（しんた21内）
☎85-0100

●すずかけ作業所（小規模通所授産施設）

心身に障がいのある15歳以上の方に、社会参加や自立に向けて作業や生活の訓練などを行います。

のぞみ園
☎85-7721

●児童デイサービスセンターのぞみ園（子ども発達支援センター）

身体に障がいのある児童や、知的または情緒面に心配のある児童に療育指導や相談を行います。

幌別小学校
言語治療教室幼児部
☎85-2521

●ことばの教室

言語に心配のある未就学児とその親に教育相談や指導を行います。

12

家族が亡くなったとき

●届 け 出 ●国民年金と国民健康保険 ●墓 地

届 け 出

市民サービスグループ
☎85-1855

●死亡届

届 け 出 期 間	届け出人が、死亡事実を知った日から7日以内
届け出をするところ	死亡地または死亡者の本籍地が所在地
届け出に必要なもの	届け出人の印鑑、死亡診断書

※なお、死亡届の届け出に伴い、ほかの手続きが必要になる場合があります。

持 参 す る 主 な も の	手 続 き 先
国民健康保険被保険者証（加入者のみ）	国保・年金グループ ☎85-1771
国民年金証書（受給者のみ）	
国民年金手帳（加入者のみ）	
各医療費受給者証（該当者のみ）	
身体障害者手帳（該当者のみ）	高齢・介護・障害福祉グループ ☎85-3732
療育手帳（該当者のみ）	
介護保険被保険者証（該当者のみ）	高齢・介護・障害福祉グループ ☎85-5720

国民年金と国民健康保険

国保・年金グループ

☎85-1771

●遺族基礎年金

国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき、その方に養われていた子どもがいる妻、または子どもに支給されます（子どもの年齢などの要件があります）。詳しくは6ページ『国民年金』をご覧ください。

●国民健康保険

- 届け出の期間 14日以内
- 届け出に必要なもの 保険証と印鑑
- 葬祭費の支給
国民健康保険に加入している方が亡くなった場合、葬祭費が支給されますので銀行口座のわかるものをお持ちください。
※遺族の方の届け出が必要です。

墓地

市民サービスグループ

☎85-1855

墓地を新たに使用するときや墓碑の建立、埋蔵、改葬をするときは届け出が必要です。また、墓地を返還するときも届け出が必要です。

災害や事故にあったとき

●火事と救急
●医療機関

●救急講習 ●防
●歯科診療機関

●急病
●交通事故など

13

火事と救急

火事と救急

☎119

火災情報案内サービス

☎88-1515

119番通報時のお願い

- ① 119番を通報するときは、あわてず、早く、正確に通報してください。
- ② 住所をしっかりと教えてください。住所がわからないときは、目印になる目標物を教えてください。
- ③ 火事の場合は、何が・どこが燃えているか教えてください。
- ④ 救急の場合は、具合の悪い人、ケガをしている人の年齢・性別・ケガの程度・意識の有無を、できるだけ詳しく教えてください。

●火事

★通報のしかた

【例】

- 火事です。〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇の▲▲が燃えています。
- 目標は〇〇です。私の名前は〇〇、住所は〇〇、電話番号は〇〇です。

消防車が到着するまで

- 初期消火 はじめの3～4分が肝心で、小さいうちに消す。
- 避難初期 消火器で消せないときは、部屋のドアを閉め、すばやく外に逃げる。

●救急

★通報のしかた

【例】

- 救急です。〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇です。目標は〇〇です。
(事故)
- 事故です。ケガ人は〇人います。
(交通事故などで救出ができないような場合は、その状況も詳しく言ってください) 私の名前は〇〇、電話番号は〇〇です。

救急講習

消防署

☎85-2551

消防署は、正しい人工呼吸や心臓マッサージなどの応急手当を身に付けてもらうために救急講習を行っています。数人のグループから町内会、会社単位などで申し込みを受け付けています。



防災

総務グループ

☎85-1130

- 日ごろから非常時に備えて
 - 避難場所や経路の確認
災害が発生したら、速やかに避難できるよう避難場所や経路を確認しておきましょう。
 - 非常・消火用具の用意
もしものときに備え、非常持ち出し品（貴重品、携帯ラジオ、食料品、水など）や消火器を用意しておきましょう。
 - 建物などの状況を確認
災害時に家やブロック塀などが倒壊しないように、老朽化した建物などを計画的に点検しておきましょう。
 - 正しい災害情報の確認
ラジオやテレビなどの情報を確認し、あわてず落ち着いて行動しましょう。
- 地震から身を守るために
 - まず身の安全
倒れやすい家具などから離れ、机やテ

ブルなどの下に入りましょう。

- すばやく火の始末
ストーブやコンロなどの火をすばやく消し、ガスの元栓を閉めましょう。
- 戸を開けて、出口の確保
建物がゆがみ、戸が開かなくなることがあるので、速やかに出口を確保しましょう。
- あわてて外に飛び出さない
外へ逃げるときは、看板やガラスなどの落下物に注意して、あわてずに避難しましょう。
- 屋外で地震にあったら
狭い道路、ブロック塀など倒壊の危険のある場所やがけ崩れなどの発生しそうな場所から離れ、公園や広い空間のある場所に避難しましょう。

急病

●登別・室蘭市内の救急医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
登別厚生年金病院	登別市登別温泉町133	☎84-2165
新日鐵室蘭総合病院	室蘭市知利別町1丁目45	☎44-4650
日鋼記念病院	室蘭市新富町1丁目5-13	☎24-1331
市立室蘭総合病院	室蘭市山手町3丁目8-1	☎25-3111
大川原脳神経外科病院	室蘭市寿町1丁目5-2	☎44-1519

医療機関

●登別市内の医療機関

医療機関名	所在地	主な診療科目	電話番号
登別厚生年金病院	登別温泉町133	外科・内科・整形外科	☎84-2165
三愛病院	中登別町24-12	神経科・精神科・内科	☎83-1111
登別東クリニック	登別東町2丁目15-35	外科・内科・肛門科	☎80-2000
登別記念病院	中央町1丁目1-4	内科・外科・小児科	☎81-3000
皆川病院	中央町3丁目20-5	内科・消化器科	☎88-0111
開田医院	中央町5丁目4-3	内科・小児科・消化器科	☎85-2746
山本医院	富士町1丁目14-9	内科	☎85-4648
よこやま耳鼻咽喉科・眼科クリニック	富士町2丁目11-11	耳鼻咽喉科・眼科	☎81-3336
堀尾医院	富士町6丁目21-1	内科・外科・整形外科	☎85-2878
登別中央病院	青葉町34-9	内科・放射線科	☎85-1000
あらい内科医院	若山町4丁目42-5	内科	☎86-0338
とんけし耳鼻咽喉科クリニック	富岸町2丁目2-3	耳鼻咽喉科	☎87-3387
さわだ整形外科	富岸町2丁目2-18	整形外科・リウマチ科	☎87-1212
宮町脳神経外科クリニック	新生町1丁目26-20	脳神経外科	☎82-7272
国本皮膚科医院	新生町4丁目23-23	皮膚科	☎86-1100
内科消化器科サンクリニック	新生町3丁目11-11	内科・消化器科	☎87-3131
若草内科クリニック	若草町4丁目24-1	内科・消化器科	☎86-5180
恵愛病院	鷺別町2丁目31-1	神経科・精神科・内科	☎82-2200
くにもと内科・循環器科	富岸町2丁目2-9	内科・循環器科	☎86-0092
いしはら小児科	若山町3丁目12-34	小児科	☎81-5631

歯科診療機関

●登別市内の歯科診療機関

診療機関名	所在地	電話番号
徳満歯科医院	登別東町1丁目18-1	☎83-3711
飯淵歯科医院	登別東町3丁目2-2	☎83-1188
かただ歯科医院	登別東町2丁目27-1	☎83-1270
田中デンタルクリニック	中央町1丁目3-13	☎85-2472
宮武歯科医院	中央町1丁目4-1	☎85-2826
愛歯科	中央町2丁目12-12	☎88-1181
ふかせ歯科	中央町2丁目16-4	☎85-2477
なかがわ歯科医院	中央町5丁目22-1	☎85-7651
嶋津歯科医院	富士町2丁目11-10	☎81-3366
早川歯科	富士町6丁目20-1	☎85-8850
えばた歯科医院	新川町4丁目15-10	☎88-0809
共立歯科クリニック	緑町2丁目32-6	☎81-2222
野村歯科	新生町1丁目1-6	☎86-8844
スワン小児歯科クリニック	新生町1丁目1-6	☎86-6482
さとう歯科・小児歯科医院	新生町2丁目14-1	☎86-1414
高橋歯科医院	若草町3丁目14-10	☎86-2250
ヨシダ歯科	若草町2丁目14-3	☎86-1820
浅沼歯科鑑別クリニック	鑑別町2丁目23-4	☎86-3141
三国ファミリー歯科	美園町4丁目2-12	☎86-1111
新生ファミリー歯科	新生町3丁目16-21	☎82-1182
くどう歯科クリニック	富岸町2丁目11-3	☎86-0048

交通事故など

市民サービスグループ

☎85-1855

●市民交通傷害保険

一定額の保険料を納めると、交通事故に対して保険金が支払われる制度です。市内に居住している方ならどなたでも加入できます。また、年度途中の加入もできます。
※加入手続きは市民サービスグループのほか各支所でもできます。

子育てグループ

☎85-5634

●災害遺児手当

交通事故などの災害で父母かそのいずれかが死亡、または重度の障がいの状態となったとき、その小・中学生の保護者に支給します。

登別厚生年金病院

診療科

整形外科：外科：消化器内科
循環器内科：神経内科：泌尿器科
麻酔科：リハビリテーション科

登別市登別温泉町133番地

TEL 0143-84-2165

FAX 0143-84-3206

URL <http://www8.ocn.ne.jp/~nobohp/>

しあわせな明日を築くために

年に一度の定期健診を！

人間ドック・がん検診等各種

健康診断をご利用下さい。

(財)室蘭・登別総合健診センター

室蘭市東町4丁目20番6号

TEL 0143-45-5759

介護保険・介護予防福祉用具貸与・販売
身体障害者福祉用具・日常生活用具
登別・室蘭・白老・伊達・苫小牧・壮瞥契約

(有)じゅんよう

登別市富岸町2-11-12

登別ポスフル向い

電話82-2800

介護福祉用具販売・レンタル
住宅改修・介護保険相談
パソコン指導

補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器
杖・介護用ベッド・ポータブルトイレ
浴室用いす・リハビリシューズなど

快適な暮らしのために

- ごみの収集 ●リサイクル ●し尿の収集 ●犬や猫などを飼うときは
- 水洗トイレ ●防犯灯 ●消費生活相談 ●無料法律相談
- 生活保護 ●道 路 ●教養・生涯学習 ●市 議 会

ごみの収集

環境対策グループ

☎85-2958

ごみの収集

●ごみの分別

- ごみは、『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』『資源ごみ』『粗大ごみ』『有害ごみ』の5種類に分別してください。
- 『燃やせるごみ』『燃やせないごみ』『粗大ごみ』は、『指定ごみ袋』や『ごみ処理券』を購入して排出してください。『資源ごみ』と『有害ごみ』は無料ですので、透明か半透明の袋に入れて排出してください。
- 指定ごみ袋とごみ処理券の価格
- 10ℓ用 … 20円 ●20ℓ用 … 40円 ●30ℓ用 … 60円 ●40ℓ用 … 80円
- ごみ処理券 … 1枚 160円
- ※指定ごみ袋とごみ処理券は、お近くの指定ごみ袋等取扱店で販売しています。

ごみの収集時間など

- ごみの収集日は、『家庭ごみ収集カレンダー』で確認してください。
- ※休日は、日曜日と年末年始（12月31日～1月3日）です。
- ごみの搬出の時間…ごみは、8時までにごみステーションに搬出してください（収集は、8時から始まります）。
- ※クリンクルセンターにごみを自己搬入される場合の受付時間は、9時から16時までです（年中無休）。
- ※ごみの分別・収集については、『ごみ分別辞典』に詳しく記載されていますので、ぜひご覧ください。

リサイクル

登別消費者協会

☎85-8307

●不用品ダイヤル市

不用品ダイヤル市は、家庭や事業所で不用になったものや欲しいものを電話で登録し、希望者へ紹介する制度です。価格や運搬は当事者同志が相談し、登録品は提供する方に保管していただきます（登録品は毎月『広報のぼりぺつ』でお知らせしています）。

環境対策グループ

☎85-2958

●再生展示品の販売

クリンクルセンターでは、一般家庭で不用となった家具などを、簡単な補修をし、年数回（品数がそろった都度）低価格で販売しています（販売時期や申し込み方法、価格などは、『広報のぼりぺつ』でお知らせしています）。

●たい肥の販売

クリンクルセンターでは、市内のホテルや旅館、学校給食センターなどから出される生ごみを原料にたい肥を生産し販売しています。

（堆肥の価格）5ℓ入り1袋60円、20ℓ入り1袋240円

●資源回収団体奨励金制度

資源回収を円滑に進め、資源の再生利用を推進し、ごみの減量化や地域の環境保全と美化促進を目的とする資源回収事業を行う団体に対して、資源の回収量に応じ奨励金を支給しています。

支給の対象となる団体は、町内会や婦人会、子ども会、老人クラブ、PTA、スポーツ少年団など営利を目的としない団体で、事前に登録が必要です。

登別市衛生団体連合会
クリンクルセンター内

☎85-2958

●生ごみ堆肥化容器購入費補助制度

ごみの減量化と生ごみの有効利用を促進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入費の一部を補助しています。

（補助の対象）100ℓ以上の容器（1世帯1個）。

※ご希望の方は、市役所または各支所に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。

し尿の収集

環境対策グループ

☎85-2958

●定期収集

半年ごとにお知らせする『し尿収集日程表』により、定期収集を行っています。

●定期収集以外の地区と臨時の収集

定期収集を行っていないカルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、札内町、来馬町、鉢山町、川上町、千歳町（一部）、富岸町（一部）の地区の方と臨時の収集を希望される方は、収集を希望される日の5日ほど前までに、し尿収集運搬業務を委託している(株)東洋興業（☎85-2935）へ直接お申し込みください。

●し尿処理手数料（クリーンチケット）

・クリーンチケットによる支払い

最寄りのクリーンチケット取扱所で事前にクリーンチケットを購入し、くみ取り時にお支払いください。

・後納による支払い

日中不在がちの方には、後納払いの制度があります。市役所、または各支所に備え付けの『し尿処理手数料後納申請書』に、必要事項を記入の上提出してください（この場合、納付書による支払いとなります）。

※口座振替による納入を希望される方は、『し尿処理手数料後納申請書』のほかに、市役所、または各支所に備え付けの『預貯金口座振替書・自動払込利用申込書』を提出してください（預貯金通帳と届け出印が必要です）。なお、納付書や口座振替による支払いの納期限は、くみ取った翌月の末日となります。

犬や猫などを飼うときは

環境対策グループ

☎85-2958

犬を飼うとき

●犬の登録と狂犬病予防注射

飼い犬（生後91日以上）は、狂犬病予防法により生涯に一度の登録と毎年1回（4月1日から6月30日までの間）の狂犬病予防注射が義務づけられています。市と登別獣医師会では、毎年5月に地域を巡回して犬の登録と予防注射を実施しています。詳しい日程は「広報のぼりべつ」でお知らせします。

なお、この時期に犬の登録や予防注射を受けることができない場合は、次のとおりです。

①犬の登録をするには

犬の登録は、クリンクルセンター（環境対策グループ）か、市内の動物病院で行うことができます。

②狂犬病予防注射を受けるには

狂犬病予防注射は動物病院で受けてください。

市内の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合、注射済票は即日交付を受けることができますが、市外の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、クリンクルセンター（環境対策グループ）で注射済票の交付を受けてください。

●届け出

登録を済ませていても、次のような場合は届け出が必要です。

- 犬が死亡したとき
- 犬の飼い主や飼育地が変わったとき
- 飼い主の住所や氏名が変わったとき
- 飼い犬がいなくなったとき

●飼育

●犬は、人に危害を与えないよう2メートル以内の鎖につないで固定するか、おりや柵の中で飼わなければなりません。

●散歩に連れて行く場合は、ふんの後始末ができるようビニール袋とシャベル、ティッシュペーパーなどを用意して、ふんを必ず持ち帰りましょう。

※ふんを入れた袋は、燃やせるごみ袋に入れ、決められた収集日にごみステーションへ出ししましょう。

●飼い主に慣れている犬でも不意に他人を襲う場合があり、大変危険です。放し飼いは絶対にしないでください。

※市は年間を通して野犬掃討を行っていますので、放し飼いの犬は野犬とみなして捕獲します。犬の首輪と鎖は、定期的に点検してください。

猫を飼うとき

猫は、室内で飼いましょう。猫を屋外に出すときは自由な交配による野良猫の増加など、地域住民の皆さんに迷惑をかけることのないよう、不妊（避妊、去勢）の措置に努めましょう。

※野良猫には、エサを絶対に与えないでください。

カラスの巣・ハチの巣

市では、一般住居内にできた『カラスの巣・ハチの巣の駆除』を行っています。

巣を発見したときは、クリンクルセンターへご連絡ください。

なお、事業所、作業現場などについては、駆除専門業者に依頼するか、自己処理をしていただくことになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

● 巣を発見したときは

- 巣の付近はなるべく避けて通しましょう。
- 巣に石を投げたり、大きな音を立てたりなどの挑発行為はやめましょう。
- 軒下などへのハチの出入りを確認したら早めにご連絡ください。

● 巣の駆除（取除く）ができない場合があります。

- 高い場所（5メートル以上）や山にある巣の場合。
- 家屋内で構造上、巣が見えないような場合。

危険動物と特定移入動物を飼うときは

大型動物や毒をもっている動物などの危険な動物を飼育するには、知事の許可が必要です。また、アライグマやプレーリードック、フェレットなどの特定移入動物を飼育するには、知事へ届け出しなければなりません。

（許可申請・届出先）

胆振支庁環境生活課 ☎24-9578

水洗トイレ

下水道グループ

☎85-9052

● 受益者負担金制度

下水道の布設や処理場の建設は多大な費用を必要とし、その恩恵を受けられるのは下水道が整備された一部の区域の方に限られます。また、下水道の建設費用を税金だけでまかなおうとすると、下水道が整備されていない地域の方との間に、不公平が生じることになります。

このため、下水道が整備されていない地区の方との公平性を期すため、恩恵を受ける方に建設費用の一部を一度負担していただくのが受益者負担金制度です。

● 水洗トイレの改造と資金

水洗トイレに改造するとき、処理開始の日から3年以内に行う方には、工事資金の融資のあっせんを行い、利子を全額市が負担します。3年を経過すると利子の2分の1が自己負担となります。

また、処理開始の日から1年以内に自己資金で改造工事を行う方には補助金を交付します。

● 工事の申し込み

水洗トイレの改造や排水設備の工事は、市が指定した排水設備工事指定店にお申し込みください。

※排水設備工事指定店については、下水道グループにお問い合わせください。

防 犯 灯

市民サービスグループ

☎85-1855

町内会などが防犯灯を設置するときは、防犯灯の種類や設置場所などに応じて、工事費と電気料の一部を補助しています。

消費生活相談

市民サービスグループ ☎85-1855

消費生活相談 ☎85-3491

登別消費者協会 ☎85-8307

消費生活に関する相談や苦情を受け付けしています。

FRP（ガラス繊維強化プラスチック）成型
各種薬品タンク・塔槽類設計製作

登別市水道工事指定店
登別市排水設備工事指定店



興和工業株式会社

代表取締役 鈴木 実

本社工場／登別市新栄町1番地12
☎88-1101

給排水、給湯、冷暖房、換気の設計施工
小さな修理から大型物件請負まで

登別市排水設備工事指定店
登別市指定給水装置工事事業者



特定建設業

株式会社

合田設備

代表取締役 鈴木 雅善

本社 登別市片倉町2丁目24番地26
☎(0143) 85-5029
FAX(0143) 85-5047

登別市給排水設備工事指定店
TOTOリモデルクラブ正会員



水廻りの
リフォーム店

株式会社

サンエス工業

登別市栄町3丁目11番2

TEL 86-8111

FAX 86-8112

無料法律相談

市民サービスグループ

☎85-1855

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について弁護士による相談をお受けしています。相談日は『広報のぼりべつ』でお知らせします。相談を希望する方は事前にお申し込みください。

なお、裁判や調停中の問題は相談をお受けできません。

生活保護

社会福祉グループ

☎85-2008

生活費や医療費などで困っている方に対して、一定の基準により最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度が生活保護です。生活保護で援助できるものは、生活、住宅、義務教育、医療費、出産、葬祭などの費用です。

道 路

土木公園グループ

☎85-3260

●除雪

市・北海道・国はそれぞれの管理する道路（路線）を、交通網の確保や交通事故防止のために除雪を行っています。効率的な除雪作業を進めるため、次のことを守ってくだ

ださい。

- 路上駐車はしない
- 除雪後は道路に雪を出さない
- 消火栓近くには雪を積み上げない

教養・生涯学習

社会教育グループ

☎88-1129

●婦人短期大学

婦人短期大学は、女性が気軽に参加できる学習の場です。2年課程の本科と本科を修了した聴講生制度があり、さまざまなカリキュラムが用意されています。

○本科（2年間）

- 教養コース：講演、芸術鑑賞会、見学旅行など
- 選択コース：関心のある分野を選択して学習

●ときめき大学

高齢者の相互の親ばくや生きがいのある人生観を持つことを目的として、さまざまな知識や教養などを学ぶとともに、高齢者の持つ豊富な経験と多彩な能力を地域社会に役立てようとするものです。

ときめき大学には、4年課程の本科と本科を修了した聴講生制度、専修課程制度があります。

○本科（4年間）・聴講生

講演や小学校訪問などの世代間交流、見学旅行など

○専修課程

5人以上の学生により学習目標を定め、グループで学習

●家庭教育学級

家庭教育学級は、市内の小学校、幼稚園に通っている子どもの保護者が講義や実習、意見交換などを通じて学びあう場です。参加を希望する方は、子どもが通っている小学校や幼稚園にお申し出ください。

○講義・実習内容など

- 子育てに関する学習：講演会や高齢者との交流など
- 衣食住に関する学習：料理の実習、ケーキ作りの実習など
- 健康管理やスポーツ教室：レクダンス、ミニバレー、ストレッチ体操など
- 一般教養：市内公共施設見学、講演会

●家庭教育ライブラリー

家庭などで気軽に子育てや家庭教育について学んでいただくため、ビデオなどの教材を無料で貸し出ししています。

- 貸し出し場所：社会教育グループ
- 貸し出し期間：1週間

●市民マイブラン講座

10人以上の自主学習グループが自分たちで講座のテーマや内容、開催場所などを決め、教育委員会が講師の派遣や謝礼を受け持つ市民の自主学習システムです。

市 議 会

議会事務局

☎85-9220

●市議会の仕組みと役割

市議会は、選挙によって選ばれた議員で構成され、市政運営の方針や予算を審議するとともに、市民の声を十分に反映させながら市の意思を決定する議決機関です。

市長や議員から提案された議案などは、定例会と必要に応じて開く臨時会で審議されます。

また、多くの場合、本会議で議決する前に常任委員会（総務・教育、生活・福祉、観光・経済）や特別委員会で専門的な立場から活発な論議が行われます。

●請願と陳情

市民は市政についての要望を議会に出すこ

とができます。その方法として、請願と陳情があります。請願は文書で件名、趣旨、提出年月日、請願者の住所と氏名を記載し、押印のうえ、紹介議員名を記載し、議長あてに提出してください。

紹介議員のない場合は、陳情として提出できます。

●市議会の傍聴

だれでも傍聴できますので、議場の受け付けで住所・氏名などを記入してください。ただし、議場の秩序を乱したり、審議を妨害するようなことは慎んでください。

教育相談と生涯学習相談

● いじめ相談電話

● 教育相談電話・来室相談

● 生涯学習相談

いじめ相談電話

☎85-0085

いじめについての専用電話で、秘密厳守で相談をお受けします。

● 受付：月～金曜日 9時～17時

教育相談電話・来室相談

(希望のダイヤル)

☎88-1255

教育についての相談電話で、勉強や進学、友だち、精神的な悩み事など秘密厳守で相談をお受けします。

また、市民会館の相談室で来室相談をお受けします。

● 受付：月～金曜日 9時～17時

生涯学習相談

生涯学習推進室

☎88-1154

市民の皆さんのだれもが、生涯を通していつでもどこでも学習できるよう、学習の環境づくりや情報を提供し、自ら進んで学習するお手伝いをしていますので、ご相談ください。

● 受付：月～金曜日 9時～17時

情報の提供と公開

● 市のホームページ

● 市職員出前フリートーク

● 情報公開条例・個人情報保護条例による情報の公開

市のホームページ

情報推進グループ

☎85-5109

市は、市の保有するさまざまな情報を市のホームページに掲載していますので、ぜひご活用ください。

◎市のホームページアドレス：<http://www.city.noboribetsu.hokkaido.jp>

なお、パソコンをお持ちでない方のため、次の施設にパソコンを設置していますので、お気軽にご利用ください。

(市民用のパソコンを設置している施設)

登別温泉ふれあいセンター、婦人センター、クリンクルセンター、市役所（市民コーナー）、地域情報センター、市民会館、市立図書館、総合福祉センター（しんた21）、鷺別公民館

市職員出前フリートーク

情報推進グループ

☎85-6586

市職員が少人数（3人～20人程度）のグループのもとへお伺いし、市が取り組んでいる事業や計画、制度など、まちづくりや身近な課題などについて、情報提供や懇談会を行っています。

希望するテーマに応じて、懇談や情報提供をしますので、お気軽にご利用ください。

※懇談を希望するグループは、事前に電話でお申し込みください。

情報公開条例・個人情報保護条例による情報の公開

総務グループ ☎85-1130

市が保有する情報についての情報の提供や、『登別市情報公開条例』や『登別市個人情報保護条例』による情報の公開、個人情報の保護についての相談をお受けします。

主な市の施設



市民会館

富士町7丁目33-1 ☎88-1139

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



鉄南ふれあいセンター

幌別町3丁目17-1 ☎85-2966

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始



郷土資料館・文化伝承館

片倉町6丁目27-2 ☎88-1339

- 利用時間 4月～10月…10時～17時
11月～3月…10時～16時
- 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始



鶯別公民館

鶯別町3丁目3-4 ☎86-8823

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



総合福祉センター(しんた21)

片倉町6丁目9-1 ☎85-0100

- 利用時間 火～土曜日…9時～21時
日曜日…9時～17時
- 休館日 月曜日、祝日の翌日、年末年始

登別公民館

登別東町2丁目21-1 ☎83-3265

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始

登別温泉公民館

登別温泉町17 ☎84-3365

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



登別温泉ふれあいセンター(遊鬼)

登別温泉町58-1 ☎84-2068

- 利用時間 9時～22時



労働福祉センター

千歳町3丁目1-8 ☎85-5044

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



婦人センター

登別東町3丁目6-7 ☎83-3511

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



市立図書館

中央町5丁目21-1 ☎85-4324

- 利用時間 火～日曜日…10時～18時
- 休館日 月曜日、祝日、毎月最終金曜日、年末年始



札内高原館

札内町73 ☎85-3184

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



若草つどいセンター

若草町4丁目21-1 ☎86-1205

- 利用時間 9時～22時
- 休館日 年末年始



- 休館日
月曜日、年末年始

ネイチャーセンター (ふいおれすと鉱山)

鉱山町 8-3
☎85-2569



- 休館日
友引、1月1日

葬 祭 場

富浦町 186-1
☎83-1076



- 利用時間
9時30分～17時
※ごみの自己搬入は、
9時から16時まで。
- 休館日
土・日曜日、祝日
(市民ギャラリー・再
生品展示室を除く)、
12月30日～1月5日
※ごみの自己搬入は、
年中無休。

クリンクルセンター

幸町 2丁目 5
☎85-2958



- 利用時間
10時～20時
- 休館日
木曜日、
年末年始

地域情報センター(PiP)

中央町 4丁目11
(登別中央ショッピングセンター・アークス2階)
☎81-2182

主 な 公 園



亀田記念公園

富岸町 3丁目 8
☎86-2511
(亀田記念公園内管理事務所)



- 施設種類
運動広場
(サッカー場)、
野球場、多目的広場、
遊戯施設、
野外ステージ
など

川 上 公 園

桜木町 5丁目
☎86-2511
(亀田記念公園内管理事務所)

主なスポーツ施設



- 利用時間
9時～21時
- 休館日
年末年始
- 利用種目
テニス、卓球、
バドミントン、
バスケットボール、
バレーボール、
ミニバレー、
など

総 合 体 育 館

若山町 2丁目26-1
☎85-5552



- 利用期間
5月1日～10月31日
- 利用時間
5月…… 6時～18時
6月～9月
…… 5時～19時
10月…… 6時～17時

川上公園野球場

桜木町 5丁目
☎88-1116



市民プール

幸町1丁目5-2
☎85-5588

- 休館日
第1・第3月曜日
(ただし、祝日の場合は開館します)
- 年末年始
10～21時

若草中央公園 テニスコート

- コート数 2面
 - 利用期間 4月下旬～11月上旬
 - 利用時間 9時～19時
- 若草町2丁目100-2
☎86-2511(亀田記念公園内管理事務所)

鷺別公民館 テニスコート

- コート数 1面
 - 利用期間 4月下旬～11月上旬
 - 利用時間 9時～日没
- 鷺別町3丁目3
☎86-8823

市営陸上 競技場

- 利用時間 日の出～日没
- 千歳町3丁目1-5
☎85-5552(総合体育館)



- 利用期間 4月下旬～11月上旬
- 利用時間 9時～17時30分
- 休場日 水曜日
- 施設種類
多目的グラウンド、
スペースゴルフ場(27ホール)、
ゲートボールコート(4面)、
テニスコート(6面)

カルルス町1-3 ☎84-3148

カルルス・サン・スポーツランド



岡志別の森運動公園野球場

千歳町97 ☎88-2525

- 利用期間 5月1日～10月31日
- 利用時間
5月…………… 6～18時
6月～9月…………… 5～19時
10月…………… 6～17時



岡志別の森運動公園パークゴルフ場

千歳町97 ☎88-2525

- ホール数 18ホール
- 利用期間 5月1日～10月31日
- 利用時間
5月…………… 7～18時
6月～9月…………… 7～19時
10月…………… 7～17時



岡志別の森運動公園テニスコート

千歳町97 ☎88-2525

- コート数 6面(うち2面に照明設備)
- 利用期間 4月10日～10月31日
- 利用時間
4月…………… 9～17時
5月～10月…………… 6～21時

わたしたちは **笑顔** でお応えします

市民プール
☎88-5588

市民会館
☎88-1139

鷺別公民館
☎86-8823

総合体育館
☎85-5552

陸上競技場

「指定管理者」
財団法人 登別市文化・スポーツ振興財団
☎0143-88-1116

お年寄りと子どもに安心・安全な公園と
市民の皆様の快適空間、憩いの広場作り

登別市都市公園指定管理者
登別造園工事業協同組合
理事長 安原 靖夫

亀田記念公園内管理事務所
電話 0143-86-2511

イベント案内

5月 桜祭り 6月 ツツジ祭り
8月 納涼祭 10月 収穫祭

岡志別の森運動公園と
川上公園野球場を管理します。
市民の皆さまに楽しんでいただける
イベントや行事などを
企画しておりますので、
ご家族おそろいでお越しください。

「指定管理者」
北海道曹達株式会社幌別工場

イベント案内

のぼりべつのイベント

2月

登別温泉湯まつり



豊かな温泉の恵みと効能に感謝し、開運と無病息災を願い、毎年、節分に行われる冬の一大イベント。

下帯姿の若衆が二手に分かれて湯をかけあう『源泉湯かけ合戦』が見もの。

◎開催日／2月3日・4日

◎場 所／登別温泉街ほか

3月

カルルス温泉冬まつり



親子ボブスレー大会や雪中みかん拾いなど、雪と親しむゲームが行われる、登別の冬を締めくくるイベント。

◎開催日／3月第1日曜日

◎場 所／サンライバスキー場

5月

こいのぼりマラソン



5月5日子どもの日に、タイムよりも楽しく走ることを目的にさまざまな年代層が参加する市民マラソン大会。

◎開催日／5月5日

◎場 所／市営陸上競技場ほか

7月

のぼりべつ ほうすい 豊水まつり



よさこいソーランチームが踊り太鼓が鳴り響く。月の明かりが会場を包むころには、『豊水トントン』を踊る市民の大行列。

多彩な催しが繰り広げられる2日間。

◎開催日／7月中旬

◎場 所／らいば公園ほか

8月 登別地獄まつり



年に一度、地獄のかまのふたが開き、登別温泉に閻魔大王と地獄の鬼がやってきます。若衆たちが重さ1トンの赤鬼みこしを担いで温泉街を練り歩く『鬼みこし暴れねりこみ』や迫力満点の『閻魔大王からくり山車』が登場するなど、絢爛豪華な地獄絵巻が繰り広げられます。

●開催日／8月の最終土・日曜日

●場 所／登別温泉街

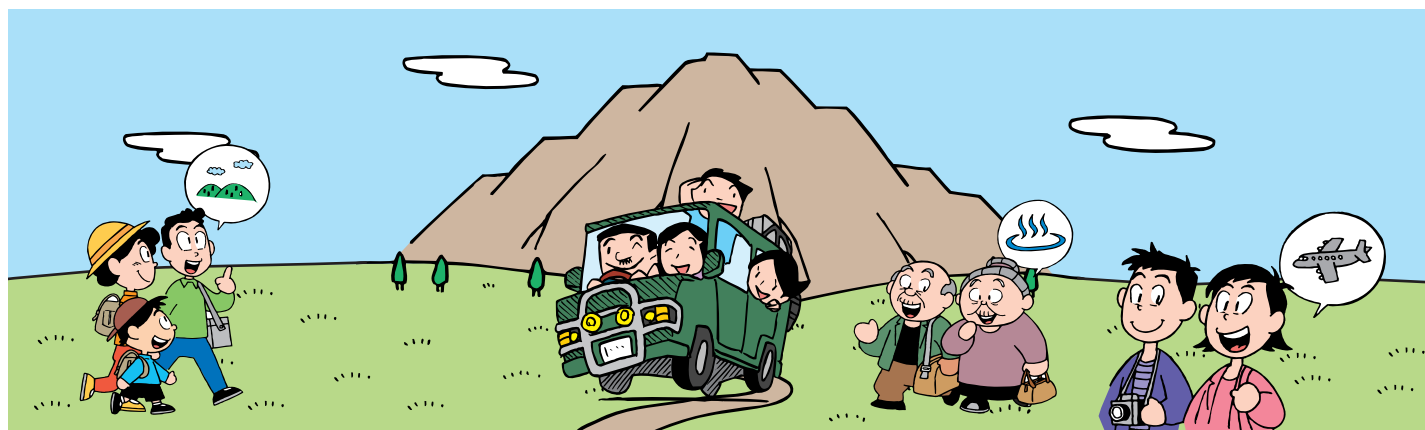
9月 登別漁港まつり



色とりどりの大漁旗で飾られた漁船が並ぶ登別漁港を会場に、ボート競漕や歌謡ショー、花火大会など盛りだくさんのイベントが行われるほか、露店や青空市では、地元で捕れた新鮮な海の幸などが格安で販売され、大勢の買い物客でにぎわいます。

●開催日／9月第2土・日曜日

●場 所／登別漁港



東室蘭より
無料通学バス運行!



車通学OK!
(200台駐車場完備)



全員にノートPC&
E-mailアドレス提供!

■マルチメディア科 ■テクノロジー科 ■行政学科
■情報処理科 ■建築学科 ■しん灸科
■自動車工学科 ■土木工学科 ■柔道整復科

学校法人片柳学園

日本工学院北海道専門学校

〒059-8601 北海道登別市札内町184-3
TEL 0143-88-0888 FAX 0143-88-0900

泊まってわかる 登別温泉

- 魅力あふれるホテル・旅館
- 温泉の種類豊富な大浴場
- 楽しさいっぱいのテーマパーク

社団法人 登別観光協会
TEL(0143)84-3311

総合レンタル業

旅行用品、ベビー用品
イベント・パーティー用品
生活家電用品、什器備品



株式会社
レンタコム ウェイダ

登別市新川町2丁目5-1

☎(0143)85-1366

FAX(0143)85-1819

フリーダイヤル(0120)324343

●主要機関電話番号

機 関 名	所 在 地	電話番号
登別市役所（代表）	中央町 6 丁目 11	☎85-2111 FAX85-1108

■総務部

総務グループ	中央町 6 丁目 11	☎85-1130
（秘書）	〃	☎85-1030
契約グループ	〃	☎85-1184
人事・行政管理グループ	〃	☎85-1132
企画グループ	〃	☎85-1122
情報推進グループ （情報政策担当）	〃	☎85-5109
（広報広聴担当）	〃	☎85-6586
財政グループ	〃	☎85-1331

■市民生活部

市民サービスグループ	中央町 6 丁目 11	☎85-1855 FAX85-7674
市民相談室	〃	☎85-1855
消費生活相談	〃	☎85-3491
税務室 税務グループ	〃	☎85-1155
環境対策室	幸町 2 丁目 5	☎85-2958
環境対策グループ		FAX85-2585

■保健福祉部

社会福祉グループ （社会福祉担当）	中央町 6 丁目 11	☎85-1911
（生活支援担当）	〃	☎85-2008
子育てグループ	〃	☎85-5634
健康推進グループ	片倉町 6 丁目 9-1 （しんた21内）	☎85-0100 FAX85-0111
高齢・介護・障害福祉グループ （高齢福祉担当・介護保険担当）	中央町 6 丁目 11	☎85-5720 FAX81-3293
（障害福祉担当）	〃	☎85-3732
国保・年金グループ	〃	☎85-1771

■観光経済部

商工労政グループ	中央町 6 丁目 11	☎85-2171 FAX85-8286
農林水産グループ	〃	☎85-2321
観光室	登別温泉町 60	☎84-2018
観光振興グループ		FAX84-2519

機 関 名	所 在 地	電話番号
-------	-------	------

■都市整備部

管理グループ	中央町 6 丁目 11	☎85-3230
土木公園グループ	〃	☎85-3260
（公園みどり担当）	富岸町 3 丁目 8	☎85-4115
建築住宅グループ	中央町 6 丁目 11	☎85-4399
下水道グループ	〃	☎85-9052 FAX88-4454
水道室 水道グループ （業務担当）	中央町 6 丁目 11	☎85-5501 FAX85-5805
（工務担当）	〃	☎85-5510
簡易水道グループ	〃	☎85-5501

■消防

消防本部	中央町 6 丁目 11	☎85-9611
総務グループ		
消防署	〃	☎85-2551
警防救急グループ		FAX88-0259
火災・災害情報		☎88-1515

■教育委員会

総務グループ	富士町 7 丁目 33- 1 （市民会館内）	☎88-1100 FAX85-9744
（施設担当）	〃	☎88-1091
学校教育グループ	〃	☎88-1162
社会教育グループ	〃	☎88-1129 ☎88-1154

■その他委員会など

会計室 会計グループ	中央町 6 丁目 11	☎85-9140
議会事務局	〃	☎85-9220 FAX85-0018
選挙管理委員会事務局	〃	☎85-9143
農業委員会事務局	〃	☎85-9190
登別市土地開発公社	（財政グループ内）	☎85-1331
（財）登別市文化・ スポーツ振興財団	富士町 7 丁目 33- 1 （市民会館内）	☎88-1116 FAX88-2006

●市の施設など

機 関 名	所 在 地	電話番号
市民会館	富士町7丁目33-1	☎88-1139
クリンクルセンター	幸町2丁目5	☎85-2958
総合福祉センター (しんた21)	片倉町6丁目9-1	☎85-0100 FAX85-0111
郷土資料館・文化伝承館	片倉町6丁目27-2	☎88-1339
婦人センター	登別東町3丁目6-7	☎83-3511
労働福祉センター	千歳町3丁目1-8	☎85-5044
鉄南ふれあいセンター	幌別町3丁目17-1	☎85-2966
若草つどいセンター	若草町4丁目21-1	☎86-1205
学校給食センター	千歳町3丁目1-3	☎85-2723
地域情報センター	中央町4丁目11 (アーニス内)	☎81-2182 FAX81-2182
札内高原館	札内町73	☎85-3184
市立図書館	中央町5丁目21-1	☎85-4324
登別温泉ふれあいセンター(遊鬼)	登別温泉町58-1	☎84-2068
ネイチャーセンター(ふおれすと鉱山)	鉱山町8-3	☎85-2569
のぞみ園(療育センター)	幌別町3丁目17-4	☎85-7721
富岸児童クラブ	富岸町2丁目23-15	☎87-0034
常盤児童クラブ	常盤町2丁目34-1 (常盤児童館内)	☎85-1840
若草児童クラブ	若草町1丁目1-2 (若草小学校内)	☎86-0011
青葉児童クラブ	桜木町2丁目15-16	☎88-3006
中央子育て支援センター	富士町7丁目2-1	☎81-3715 FAX81-3600
登別子育て支援センター	登別本町2丁目25-9	☎80-2772 FAX83-1888
すずかけ作業所 (小規模通所授産施設)	片倉町6丁目9-1 (しんた21内)	☎85-0100
老人趣味の作業所	幌別町7丁目4-4	☎85-8208
老人福祉センター	富士町7丁目11-1	☎88-1303
養護老人ホーム恵寿園	川上町277-1	☎85-5043
葬斎場	富浦町186-1	☎83-1076
富浦会館	富浦町1丁目46-4	☎83-2481
富士会館	富士町7丁目2-1	☎88-0722

■支所・公民館

登別温泉支所	登別温泉町58-1	☎84-2068 FAX80-3021
登別温泉公民館	登別温泉町17	☎84-3365

機 関 名	所 在 地	電話番号
登別支所	登別東町3丁目6-7 (婦人センター内)	☎83-1131 FAX80-8021
登別公民館	登別東町2丁目21-1	☎83-3265
鶯別支所	鶯別町3丁目3-4	☎86-6111 FAX82-2066
鶯別公民館	鶯別町3丁目3-4	☎86-8823 FAX86-8841

■保育所

登別保育所	登別本町2丁目25-9	☎80-1133
幌別東保育所	幌別町8丁目17	☎88-0151
富士保育所	富士町7丁目2-1	☎85-2557
栄町保育所	栄町2丁目6-1	☎86-9515
鶯別保育所	鶯別町4丁目36-18	☎86-7254

■幼稚園

白雪幼稚園	登別本町2丁目25-8	☎83-1162
登別カトリック聖心幼稚園	中央町7丁目15	☎85-2414
白菊幼稚園	桜木町2丁目5-3	☎85-2545
リリー文化幼稚園	鶯別町2丁目17	☎87-2211

■小学校

登別温泉小学校	登別温泉町184	☎84-2062
登別小学校	登別本町3丁目25-2	☎83-1014
幌別東小学校	幌別町8丁目16-1	☎85-3532
幌別小学校	中央町6丁目19-1	☎85-2521
幌別西小学校	片倉町5丁目13	☎85-2364
青葉小学校	青葉町3丁目3	☎85-1477
富岸小学校	富岸町2丁目17-4	☎86-6303
鶯別小学校	鶯別町4丁目36-21	☎86-7011
若草小学校	若草町1丁目1-2	☎86-7513

■中学校

登別中学校	登別本町1丁目1-1	☎83-1029
幌別中学校	千歳町3丁目1-3	☎85-3111
西陵中学校	片倉町5丁目12-1	☎85-5041
緑陽中学校	富岸町1丁目1-1	☎85-5409
鶯別中学校	鶯別町4丁目36-6	☎86-7950

■高校

登別高校	片倉町5丁目18-2	☎85-2911
登別青嶺高校	青葉町42-1	☎85-8586
登別大谷高校	桜木町2丁目1-1	☎85-2970

機 関 名	所 在 地	電話番号
-------	-------	------

■青少年会館

登別東青少年会館	登別本町1丁目18-1	☎83-3399
登別市青少年会館	中央町5丁目29-9	☎85-3107
富岸青少年会館	富岸町2丁目11-1	☎86-2449
鷺別青少年会館	鷺別町4丁目36-38	☎86-6515

■児童館

登別児童館	登別東町4丁目19-2	☎83-3493
富浦児童館	富浦町1丁目52-3	☎83-1987
幌別児童館	幌別町4丁目10-3	☎85-2802
常盤児童館	常盤町2丁目34-1	☎85-1840
富士児童館	富士町1丁目1-4	☎85-7760
富浜児童館	栄町2丁目18-4	☎86-7187
鷺別児童館	鷺別町1丁目36-3	☎86-2766
美園児童センター	美園町5丁目36-4	☎86-4591
若草つどいセンター(児童室)	若草町4丁目21-1	☎86-1208

■体育施設

岡志別の森運動公園	千歳町97	☎88-2525
市民プール	幸町1丁目5-2	☎85-5588
総合体育館	若山町2丁目26-1	☎85-5552
カルルス・サン・スポーツランド	カルルス町1-3	☎84-3148

■消防施設

消防署	中央町6丁目11	☎85-2551
登別温泉支署	登別温泉町18	☎84-2319
登別支署	登別東町2丁目21	☎83-1115
鷺別支署	鷺別町3丁目5	☎86-7359

■水道施設

登別温泉浄水場	登別温泉町185	☎84-2454
幌別浄水場	柏木町5丁目27	☎85-2495

■老人憩の家

泉和園	登別温泉町17	
白樺の家	中登別町152-3	
明和園	登別東町2丁目21-1	☎83-3309
汐見の家	登別東町4丁目38-47	
翠の家	登別東町5丁目13-6	
芙蓉の家	登別本町1丁目18-5	☎83-2706
すずらんの家	幸町5丁目27-4	☎85-8034
札内偕楽園	札内町73-1	☎88-0706
千歳福寿園	千歳町101-1	☎85-8032
千歳の家	千歳町4丁目6-2 (二ナルカ会館内)	☎85-2066

機 関 名	所 在 地	電話番号
-------	-------	------

永和園	幌別町3丁目17-8	☎85-4560
東寿園	幌別町7丁目18-13	☎85-3860
三寿園	中央町3丁目10-3	
静和園	中央町5丁目13-7	☎85-4982
百寿の家	常盤町2丁目35-1	☎85-8039
常盤の家	常盤町3丁目26-3	☎85-4564
こぶしの家	柏木町4丁目24-42	☎85-1079
柏木の家	柏木町4丁目31-2	☎85-8040
相生の家	富士町1丁目1-4	☎85-4992
梅の木の家	片倉町3丁目14-19	☎85-8041
ねむの木の家	新川町3丁目6-2	☎88-3527
桜木の家	桜木町2丁目15-16	☎88-3006
緑寿の家	緑町1丁目2-4	☎85-4995
和幸園	大和町2丁目27-17	
あかしやの家	若山町2丁目9-2	☎88-0156
若山の家	若山町2丁目43-128	☎85-4587
若汐の家	若山町4丁目6-6	
新寿の家	若山町4丁目33-1	☎87-2556
富久寿園	富岸町1丁目3-2	☎86-4980
新生虹の家	新生町1丁目13-21	
希望の家	新生町5丁目23-21	☎86-5248
共和園	栄町1丁目10-1	☎86-9902
栄楽園	栄町4丁目24-3	☎87-1982
双和園	鷺別町1丁目26-2	☎87-2908
恵和園	鷺別町4丁目36-37	☎86-6515
鷺六園	鷺別町6丁目14-10	
みその園	美園町2丁目6-1	☎86-8807
旭ヶ丘三恵園	美園町4丁目8-8	☎86-6975
光和園	美園町3丁目無番地	☎86-7010
優和園	若草町5丁目32-7	☎86-9905
桜美園	上鷺別町117-26	

■婦人研修の家

カルルス婦人研修の家	カルルス町27-1	☎84-2172
常盤婦人研修の家	常盤町2丁目34-1	☎85-8039
柏木婦人研修の家	柏木町4丁目24-8	☎85-1079
桜木婦人研修の家	桜木町2丁目15-17	
新川婦人研修の家	新川町4丁目15-11	
栄婦人研修の家	栄町2丁目7-5	☎86-9918
美園婦人研修の家	美園町4丁目8-9	☎86-6975
若草婦人研修の家	若草町2丁目2-7	☎86-9919

●その他の公的機関など

機	関	名	所	在	地	電	話	番	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

■登別市内の公的機関

登別市社会福祉協議会	片倉町6丁目9-1	☎88-0860
登別市ファミリーサポートセンター	片倉町6丁目9-1	☎85-0033
登別総合在宅ケアセンター	片倉町6丁目9-1	☎88-2221
登別市シルバー人材センター	千歳町3丁目1-8	☎88-0880
登別商工会議所	中央町5丁目6-1	☎85-4111
登別観光協会	登別温泉町60	☎84-3311
伊達市農業協同組合登別支所	中央町1丁目4-11	☎85-3151
いぶり中央漁業協同組合登別支所	富浦町1丁目48-1	☎83-1321
登別消費者協会	千歳町3丁目1-8	☎85-8307
登別技能協会	青葉町42-13	☎85-1722
登別地方高等職業訓練校	青葉町42-13	☎85-1450
地域包括支援センターふれあい登別	登別東町3丁目1-2	☎83-0511
地域包括支援センターゆのか	片倉町6丁目9-1	☎88-2106
地域包括支援センターけいあい	鷺別町2丁目32-1	☎82-5005

警察

室蘭警察署	室蘭市東町4丁目27-10	☎46-0110
登別温泉交番	登別温泉町17	☎84-2310
登別東交番	登別東町2丁目22-1	☎83-1110
登別交番	桜木町1丁目20-6	☎85-2136
新生交番	新生町4丁目12-5	☎87-0550
登別西警察官駐在所	富士町7丁目1-1	☎85-2333

■郵便局

[illegible][illegible]

■ 国の機関

陸上自衛隊幌別駐屯地	緑町 3 丁目 1	☎85－2011
室蘭開発建設部室蘭道路事務所	大和町2丁目34－1	☎85－3135
後志森林管理署登別森林事務所	幌別町6丁目4－4	☎85－2206

■北海道の機関

室蘭土木現業所登別出張所	桜木町 1 丁目 1	☎85-2311
北海道企業局室蘭地区工業用水道管理事務所（幌別タム）	川上町308-60	☎85-2821
胆振家畜保健衛生所	富浦町 4 丁目 3	☎85-3231

■室蘭市内の行政機関

室蘭税務署	室蘭市入江町1丁目13	☎22－4151
室蘭税関支署	室蘭市入江町1丁目13	☎22－7201
室蘭社会保険事務所	室蘭市海岸町1丁目20-9	☎24－7101
室蘭公共職業安定所 (ハローワーク室蘭)	室蘭市海岸町1丁目20-28	☎22－8689
札幌法務局室蘭支局	室蘭市入江町1丁目13	☎22－5111
室蘭労働基準監督署	室蘭市入江町1丁目13	☎23－6131
北海道運輸局室蘭運輸支局	室蘭市日の出町3丁目4-9	☎44－4026
室蘭地方気象台	室蘭市山手町2丁目6-8	☎22－2598
札幌地方裁判所室蘭支部	室蘭市日の出町1丁目18-29	☎44－6733
札幌家庭裁判所室蘭支部	室蘭市日の出町1丁目18-29	☎44－6733
胆振支庁	室蘭市幸町 9－11	☎24－9900
室蘭保健所	室蘭市幸町 9－11	☎24－9833
胆振教育局	室蘭市幸町 9－11	☎24－9888
室蘭児童相談所	室蘭市寿町1丁目6-12	☎44－4152

[illegible]

登別市民憲章

わたしたちは 古い歴史と美しい自然に
恵まれた登別の市民です

ここに わたしたちの心がまえを定めて
よりよいまちをつくることに努めます

一 心身をきたえよく働いて 活気あふれる
豊かなまちをつくりましょう

一 親切をつくし きまりを守って 明るく
住みよいまちをつくりましょう

一 自然を愛し 力をあわせて 緑と空気と
太陽のいっぱいあるきれいなまちをつ
くりましょう

一 未来をつくる青少年の 健全な夢の育つ
まちをつくりましょう

一 教養をつみ 視野を広げて 平和で文化
のかおり高いまちをつくりましょう

（昭和43年9月20日制定）

姉妹都市

宮城県白石市との交流

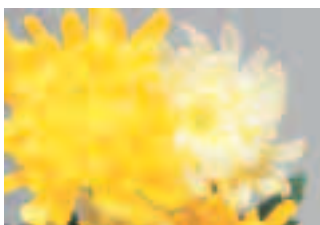
登別市の姉妹都市・宮城県白石市は、人口約4万2千人（平成11年）、蔵王連峰と阿武隈山脈に囲まれた城下町で、こけし・うめん・酒・白石和紙・みそなどの産地として知られています。

登別市と白石市の関係は、明治2年戊辰戦争で敗れた伊達藩の家臣、白石城主・片倉家一門が現在の登別市である旧幌別村に集団入植し、登別市の礎を築いたことに始まります。以来およそ130年の歴史のなかで、両市は民間団体などの活発な交流によって、その結びつきをより強くしてきました。そして昭和58年10月26日、白石市の中央公民館で、登別市と白石市の姉妹都市提携の調印が行われました。

姉妹都市の活動は、登別・白石姉妹都市交流推進協議会が中心となり、両市での物産会の開催や小学生による『絵画作品交流展示会』、『ふるさと豆記者訪問事業』、中学生による『ふるさとを語る交流事業』、小中学生による『各種スポーツ交流』など多彩な交流を行い、友好を深めています。



登別市



市の花：キ ク



市の花木：ツツジ



市の木：プラタナス

この『市民便利帳』に掲載されている内容は、平成18年4月1日現在のものです。

発行 —— 登別市
〒059-8701 登別市中央町6-11
☎ 85-2111

発行日 —— 平成18年3月
編集・発行 — 登別市総務部
情報推進グループ
(広報広聴担当)

企画・印刷 — 株式会社 日光印刷